≪運送約款の変更について≫

平素より、宮城交通・ミヤコーバスをご利用いただき誠にありがとうございます。
平成 26 年 4 月 1 日（火）より、弊社の運送約款を下記の通り変更致します。

新

（係員の指示）

第２条　旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第 35 条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（乗車券類の所持等）

第６条　旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当社の係員（委託する場合にあっては、受託者の係員を含む。以下同じ。）の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。

２　前項ただし書きの規定は、座席定員制または座席指定制の自動車については、乗車前に当社の係員の承諾を得た場合に限り適用します。

（旅客の都合による運賃及び料金の払い戻し）

第 26 条

２　前項の払戻しに際しては、次の各号に掲げる範囲内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

（１）普通乗車券（(4) に掲げる場合を除く。）及び団体乗車券　100 円以内（消費税含む）

（２）回数乗車券　210 円以内（消費税含む）

（３）定期乗車券及び定期回数乗車券　520 円以内（消費税含む）

（４）乗車する自動車を指定した普通乗車券又は座席券

イ　乗車日の前日から起算してさかのぼって 11 日目までに払戻しの申出をした場合　100 円以内（消費税含む）

ロ　乗車日の前日から起算してさかのぼって 10 日目から 8 日目までに払戻しの申出をした場合

運賃または料金の 20%に相当する額以内

ハ　乗車日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から 1 日目までに払戻しの申出をした場合

運賃または料金の 30%に相当する額以内

ニ　乗車日の前日から指定した自動車の発車時刻の 2 時間前までに払戻しの申出をした場合

運賃または料金の 50%に相当する額以内

ホ　指定した自動車の発車時刻の 2 時間前以降に払戻しの申出をした場合

運賃または料金の 100%に相当する額以内

（定期乗車券等の種類又は区間の変更）

第３３条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券または定期回数乗車券の種類または区間を変更します。この場合において、当社は変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

２　前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、または払戻します。この場合においては、５２０円以内（消費税含む）の手数料を申し受けます。

原券の券面表示の運賃額 …… A

新券の券面表示の運賃額 …… B

通用期間（日数） …… C

残通用期間（日数） …… D

（A×D／C）～（B×D／C）

（定期乗車券等の書換え）

第３４条　当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券または定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、５２０円以内（消費税含む）の手数料を申し受けます。

（定期乗車券等の再発行）

第３５条　当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行をしません。ただし、災害そのほかの事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、５２０円以内（消費税含む）の手数料を申し受けます。

（再購入後の払戻し）

第３８条　定期乗車券または定期回数乗車券を再購入後、旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第３６条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、５２０円以内（消費税含む）の手数料を申し受けます。

（旅客に関する責任）

第５４条　当社は、当社の自動車（委託する場合にあっては、委託を受けた者の自動車を含む。）の運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客または当社の係員以外の第三者に故意または過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、または旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

旧

（係員の指示）

第２条　旅客及び荷主は、当社の運転者、車掌そのほかの係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません

（乗車券類の所持等）

第６条　旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当社の係員の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。

２　前項ただし書きの規定は、座席定員制または座席指定制の自動車については、乗車前に当社の係員の承諾を得た場合に限り適用します

（旅客の都合による運賃及び料金の払い戻し）

第 26 条

２　前項の払戻しに際しては、次のとおりの手数料を申し受けます

	手　数　料
普通乗車券及び団体乗車券	１００円
回数乗車券	２００円
定期乗車券及び定期回数乗車券	５００円
座席券	２日前まで　料金の３０％に相当する額 ２時間前まで　料金の５０％に相当する額

（定期乗車券等の種類又は区間の変更）

第３３条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券または定期回数乗車券の種類または区間を変更します。この場合において、当社は変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

２　前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、または払戻します。この場合においては、５００円の手数料を申し受けます

原券の券面表示の運賃額 …… A

新券の券面表示の運賃額 …… B

通用期間（日数） …… C

残通用期間（日数） …… D

（A×D／C）～（B×D／C）

（定期乗車券等の書換え）

第３４条　当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券または定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、５００円の手数料を申し受けます

（定期乗車券等の再発行）

第３５条　当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行をしません。ただし、災害そのほかの事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、５００円の手数料を申し受けます

（再購入後の払戻し）

第３８条　定期乗車券または定期回数乗車券を再購入後、旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し払戻しの請求をした場合は、旧券について第３６条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、５００円の手数料を申し受けます。

（旅客に関する責任）

第５４条　当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客または当社の係員以外の第三者に故意または過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２　前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、または旅客の乗降中に生じた場合に限ります

※平成２６年４月１日運送約款の第２６条の変更により払戻し金額が下記の通りに変更になります。

	一般路線バス		高速バス（宮城交通）		高速バス（ミヤコーバス）	
	新	旧	**新**	旧	**新**	旧
普通乗車券	**100 円**	100 円	**100 円**	100 円	**100 円**	100 円
回数乗車券	**210 円**	200 円	**200 円**	200 円	**210 円**	200 円
定期乗車券	**510 円**	500 円	**500 円**	500 円	**510 円**	500 円

宮城交通株式会社　株式会社ミヤコーバス